（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号ト中「又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号ヘ中「又は平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を「、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。